

財政局長，環境局長
農林水産局長，住宅都市局長
道路下水道局長，港湾空港局長
各区長，水道事業管理者様
交通事業管理者，監査事務局長
福岡市住宅供給公社理事長
（公財）福岡市緑のまちづくり協会理事長
（公財）福岡市施設整備公社理事長

財政局長
（技術監理部技術監理課）

「土木工事施工管理の手引き」の訂正について（通知）

標記のとおり、「土木工事施工管理の手引き」について、下記のとおり訂正しましたので通知します。

記

- 訂正箇所** 「土木工事施工管理の手引き」
品質管理基準及び規格値_7-3 公的試験機関での品質管理試験を行う項目
「ブロック積, 大型ブロック積, 玉石積等を除く」を追記
※詳細は別紙のとおり
- 適用年月日** **本通知を持って適用とする。**
- 積算** 「ブロック積，大型ブロック積，玉石積等」の工種において，本通知日以前に輸送した供試体輸送費は計上する。
ただし，本通知日以降であっても供試体を（公財）福岡県建設技術センターへ輸送していた場合は，供試体輸送費を積上げ計上するものとする。
- 工事書類** 施工計画書については，本通知文を添付することで，変更の施工計画書に換えることができるものとする。
また，受注者からの協議書および発注者からの通知書は不要とする。
- その他** 本通知文を「技監のひろば」，「福岡市 HP」に掲載します。
◇技監のひろば＞土木＞施工
◇福岡市 HP＞創業・産業・ビジネス＞公共工事・技術情報＞公共工事の技術情報＞土木関係の基準類

4 業界団体への周知

【添付資料1】業界団体への通知文

【添付資料2】業界団体送付先

※技術監理課からは、【添付資料2】業界団体送付先へ通知しますが、記載のない、業界団体への周知については、関係各課で、必要に応じ、対応してください。

※本資料の取扱い及び保管については、十分注意を払うこと。

工種	種別	試験項目	試験基準	適用
舗装工	アスファルト	①コアの密度測定試験 ②混合物のアスファルト量抽出試験 ③混合物粒度分析試験	交通量区分がN7、N6、N5の場合について、採取した3個のコア（複数層施工の場合は、各層毎に採取）についての試験。 ただし、1工事（各層毎）の混合物使用数量が、50t未満（または400m ² 未満）の場合、②及び③は省略できる。	「別表 アスファルト舗装工事の品質管理試験」を参照のこと
	ホイールトラッキング	ホイールトラッキング試験	改質アスファルト使用の場合、1工事につき1回（複数層に使用の場合は各層毎）、施工前に作成した3個の供試体で実施する試験。 ただし、アスファルト事前審査制度の認定を得た改質アスファルト混合物については、省略することができる。	
地盤改良工	固結工	土の一軸圧縮試験	改良体500本未満については3本、500本以上については、250本増える毎に1本を追加した供試体の試験（ σ 28強度）。1本の改良体について、上、中、 \downarrow それぞれ1回、計3回とする。 浅層混合改良の場合、1,000m ³ 未満は1工事に1回、1,000m ³ 以上～5,000m ³ 未満は1工事に3回、5,000m ³ 以上は1,000m ³ 毎に1回とする。（ σ 28強度）	試験1回当たりの供試体は3個とする
法留面工	補強土壁工	土の突固め試験	当初及び土質の変化時の試験。	
	吹付工	圧縮強度試験	吹付1日につき1回の試験。なお、テストピースは、現場に配置した型枠に施工と同時に吹付け、現場放置後切り取ったコアとし、 σ 28強度を対象とする。	供試体はキャッピングすること
	吹付現場打	圧縮強度試験	吹付1日につき1回の試験。なお、テストピースは、現場に配置した型枠に施工と同時に吹付け、現場放置後切り取ったコアとし、 σ 7強度と σ 28強度の双方を対象とする。	供試体はキャッピングすること

(注) 1. 公的試験機関とは、原則として（公財）福岡県建設技術情報センターとする。ただし、年度末等で同センターでの試験に時間を要し、工程への影響が大きいと監督職員が認めた場合は、他の公的試験機関（注3）とすることができる。さらに、他の公的試験機関での試験実施も困難な場合は、監督職員の立会いのもとでの民間試験機関を利用できるものとする。

2. 公的試験機関の圧縮強度試験を義務付ける対象構造物とは、擁壁（高さ1m以上）※、函渠工、PC桁（工場製作は除き、間詰・横桁は含む）、鋼橋のRC床版、RC橋、橋台、橋脚、踏掛版、トンネル、砂防堰堤、排水機場、堰、水門（H=3m以上）、樋管、樋門（内空10m²以上）、洞門、共同溝、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、護岸※、水路（内幅2m以上）、（コンクリート）舗装、その他これらに類するもの及び設計図書等に示す構造物とする。
（※ブロック積、大型ブロック積、玉石積等を除く。）

3. （一財）九州環境管理協会、（一財）建材試験センター、（一財）日本品質保証機構、（公社）九州機械工業振興会及び他県の直轄試験場・技術センター等や大学を示す。